

## 徳島県規則第五十二号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の選挙長、選挙分会長及び審査分会長の項中「一〇、八〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改め、同二の選挙立会人、選挙分会立会人及び審査分会立会人の項中「八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。